

# (介護予防)訪問リハビリテーション契約書

医療法人清風会 ホスピタル坂東

利用者\_\_\_\_\_様 (以下「利用者」といいます) と事業者 医療法人清風会ホスピタル坂東 (以下「事業者」といいます) ならびにホスピタル坂東訪問リハビリテーション (以下「事業所」といいます) は、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション (以下「訪問リハビリテーション等」といいます) の利用に関して次の通り契約を結びます。

なお、「事業者」と「事業所」を「事業者ら」といいます。

## (目的)

- 第1条 事業者らは、介護保険法等の関係法令およびこの契約に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立して日常生活を営むことができるよう訪問リハビリテーション計画に基づいたサービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持・向上ならびに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- 2 事業者らは、訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者の要介護状態区分ならびに要支援状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

## (契約期間)

- 第2条 この契約の契約期間は令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から有効となり、契約満了日は利用開始日 (令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日) から3ヶ月間とします。但し、上記の契約期間の満了日前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた結果、要介護または要支援区分に該当しなくなった場合、変更前の有効期限にて契約満了となります。なお、利用開始から3ヶ月または介護保険有効期限いずれか早い時期を満了日とします。
- 2 利用者が正当な理由なく利用者負担額を2ヶ月以上滞納した場合は、事業者らは30日以上予告期間を定め、指定した日時までに利用者負担額を支払わない場合には、事業者ら側が指定した日時を以って事業者は契約を解除することができます。
- 3 第11条1項または13条または14条または15条にあげるいずれかの事由に該当した時は契約終了となります。

## (運営規定の概要)

- 第3条 事業者の運営規定の概要 (事業目的、職員の体制、訪問リハビリテーション等の内容等)、従業者の勤務体制等は別紙重要事項説明書に記載した通りです。

(訪問リハビリテーション計画の作成変更)

- 第4条 事業者らは、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて訪問リハビリテーション計画を作成し、訪問リハビリテーション計画作成後も当該計画の実施状況の把握に努めます。
- 2 訪問リハビリテーション計画には、機能訓練等の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
  - 3 訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合はその内容に沿って作成します。
  - 4 事業者らは、次のいずれかの該当する場合には、第1条に規定する訪問リハビリテーション等の目的に従い、訪問リハビリテーション計画の変更を行います。
    - (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問リハビリテーション計画を変更する必要がある場合
    - (2) 利用者が訪問リハビリテーション等の内容や提供方法等の変更を希望する場合
  - 5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業所に連絡をするなど必要な援助を行います。
  - 6 事業者らは、訪問リハビリテーション計画を作成または変更した際は、これを利用者及びその後見人または家族に対し説明し同意を得るものとします。
  - 7 訪問リハビリテーション等の内容を変更した場合、利用者とは事業者らは、利用者が変更後に利用する訪問リハビリテーション等の内容、利用回数、利用料等を記載したサービス変更合意書を交わします。

(訪問リハビリテーション等の内容及びその提供)

- 第5条 事業者らは、訪問リハビリテーション計画に沿って、サービス内容説明書に記載した内容の訪問リハビリテーション等を提供します。
- 2 サービス提供時間には、利用者の身体状況等を勘案し休憩等を実施した時間を含みます。
  - 3 事業者らは、利用者に対して訪問リハビリテーション等を提供するにあたり当該サービスの提供実績、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を利用者が依頼する居宅介護支援事業所が作成する所定の書面に記載し、当該居宅介護支援事業所が指定する期日までに当該居宅介護支援事業所に対し提出します。
  - 3 事業者らは、利用者の訪問リハビリテーション等の実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存することとします。
  - 4 事業者らは、利用者の訪問リハビリテーション等に関わる会計等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとします。
  - 5 利用者及びその後見人または利用者の家族は、必要がある場合は事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。但し、この閲覧及び謄写は、事業者らの業務に支障のない時間に行う事とします。

(居宅介護支援事業者との連携)

第6条 事業者らは、利用者に対して訪問リハビリテーション等を提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者またはその他保険・医療・福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。

(協力義務)

第7条 利用者は、事業者らが利用者のための訪問リハビリテーション等を提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第8条 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者らが提供した訪問リハビリテーション等について、利用者及び利用者の後見人または利用者の家族から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 事業者らは、利用者及び利用者の後見人または利用者の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し不利益な取り扱いをすることはできません。

3 苦情相談窓口

- ・サービス事業者が設置する苦情相談窓口 0297-44-2196
- ・市区町村の介護保険課の担当窓口 0297-21-2193
- ・都道府県の国民健康保険団体連合会 029-301-1565

(緊急時の対応)

第9条 事業者らは、現に訪問リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者の様態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医に連絡または救急要請をするなどの必要な対応を講じます。

(費用)

第10条 事業所が提供する訪問リハビリテーション等の利用単位毎の利用料その他費用は、別紙重要事項説明書に記載した通りです。

2 利用者は、サービスの対価として、別紙重要事項説明書に記載した費用の額を基に月毎に算定された利用者負担額を事業者に支払います。

3 事業者らは、提供する訪問リハビリテーション等のうち、介護保険の適応を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 事業者は、第10条1から6項に定める費用のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者に請求することができます。

① 事業所の、通常の事業の実施地域以外にある利用者への居宅へ訪問する場合に要する費用。

- ② 利用者の要望により、通常要する時間を超えて提供された訪問リハビリテーション等の費用から通常提供される訪問リハビリテーションサービス費用を差し引いた額。
- ③ 訪問リハビリテーション等サービスの中で、日常生活において必要と判断されるものに関わる費用であって、利用者またはその後見人または家族に負担させることが適当と認められる費用。
- ④ (介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でのサービスを受けている時に訪問リハビリテーション等サービスを受ける場合は、訪問リハビリテーション利用料は全額自己負担となります。
- 5 事業者らは前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。但し、緊急やむを得ない場合はこれに限りません。
- 6 事業者は利用者が正当な理由もなく、訪問リハビリテーション等の利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料の支払いを求めることができます。
- 7 事業者は訪問リハビリテーション等の利用単位ごとの利用料及びその他費用の額を変更しようとする場合は、利用者またはその後見人または家族に対し文書等で通知する事に変更の申し出を行います。
- 8 事業者らは前項ならびに別紙重要事項説明書に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づくサービス変更合意書を交わします。

#### (利用者負担額滞納)

- 第11条 利用者が正当な理由なく利用者負担額を2ヶ月以上滞納した場合は、事業者は30日以上予告期間を定め、指定をした日時までに利用者負担額を支払わない場合には、指定した日時に事業者ら側から契約を解除することができます。
- 2 契約を解除する場合、事業者らは事前に、利用者に居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険以外の公的サービスの利用について必要な協議を行うこととします。
  - 3 事業者らは、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第11条1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかった時、この契約を解除することができます。
  - 4 事業者らは、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問リハビリテーション等の提供を拒むことはできません。

(秘密保持)

- 第12条 事業者らは正当な理由がない限り、その業務上知りえた利用者及びその後見人または家族の秘密をもらしません。
- 2 正当な理由とは、サービス担当者会議や適正なサービス提供のため職員間での情報共有並びに事業所内研修において利用者等の個人情報を用いる場合等です。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密等を、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させます。
  - 4 事業所は、医療法人清風会 ホスピタル坂東の定める個人情報保護規定に則り、個人情報保護に努めます。

(利用者の解除権)

- 第13条 利用者は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(事業者の契約解除権および利用停止権)

- 第14条 事業者らは、当該利用者が他利用者等または職員等に対し法令違反またはサービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービスの利用契約の目的またはその趣旨を逸脱すると判断した時は、30日以上を予告期間をもって、この契約を解除することができます。但し、著しい業務妨害や権利行使妨害行為があった場合や第2条及び第15条に該当する場合は期間の猶予は設けないものとします。
- 2 任意または強制に関わらず、捜査機関等から身柄拘束或いは事情聴取等の措置を受けており、行政や捜査機関等から利用停止の要求を受けた場合またはそれが適当と判断した場合には一時的な利用停止または契約を解除します。
  - 3 事業者らは、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関と協議し、必要な援助を行います。但し、緊急やむを得ないと判断された場合はこれに限りません。
  - 4 前項に限らず、介護保険制度に則り適切なサービス提供が困難または不可能となった場合。
  - 5 第2条・第15条に該当した時。

(契約の終了)

第15条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了するものとします。

- ① 利用者が要支援または要介護認定を受けられなかったとき。
- ② 利用開始前に訪問リハビリテーション等開始の可否の判断を仰ぐための医師の診察を受けていないとき。
- ③ 利用開始から3ヶ月毎に訪問リハビリテーション等継続の可否の判断を仰ぐための医師の診察を受けていないとき。
- ④ 医師から訪問リハビリテーション等の指示が発行されなかったとき。
- ⑤ 医師が訪問リハビリテーション等の終了の指示をしたとき。
- ⑥ 契約期間が満了したとき。
- ⑦ 第13条に基づき、利用者が契約を解除したとき。
- ⑧ 第11条1項または3項または第14条に基づき、事業者が契約を解除したとき。
- ⑨ 利用者が、介護保健施設や医療機関等へ入所または入院したとき。
- ⑩ 訪問リハビリテーション計画等に記載される目標に到達した場合。
- ⑪ 訪問リハビリテーション等サービス提供の必要性が低いと判断された場合。
- ⑫ 利用者が死亡したとき。

(利用回数の制限)

第16条 訪問リハビリテーション等サービス利用回数は、原則として一人当たり6回/週までとする。

- 2 前項に限らず、退院(所)の日から起算して3ヶ月以内に、医師の指示に基づき訪問リハビリテーション等を行う場合は、原則として一人当たり12回/週までとする。
- 3 1回のサービス提供時間は20分とし、一提供日に40分間のサービス提供を受けた場合は2回分として換算する。
- 4 サービス提供時間は原則として利用者への提供を原則とするが、利用者家族または看護する者に対して助言或いは指導或いは相談等の時間も含めるものとする。

(損害賠償)

第17条 事業者らは、訪問リハビリテーション等の提供にあたって、事故が発生した場合には、利用者の後見人または家族または介護支援専門員に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、利用者の生命、身体、財産に損害が生じた場合には、事業者は利用者の損害を賠償します。ただし、事業者らに故意・過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(身元引受人)

- 第18条 身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者らに対する利用料などの経済的な債務、その他の義務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負います。
- 2 契約者は社会通念上、身元引受人を立てることができないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
  - 3 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるように努めます。

(署名代行者)

- 第19条 契約者に麻痺等があり、契約者本人の記名が得られない場合には、署名代行者を立てる必要があります。署名代行者とは署名を代行するだけで、債務や本契約の義務項目等すべて契約者本人に帰属します。よって家族や親戚等がある場合には、第19条の身元引受人を立てるよう協力をお願いすることとします。

(合意管轄)

- 第20条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた時は、水戸地方裁判所下妻支部を第一管轄裁判所とすることに合意します。

(サービス提供中の外来診療の可否)

- 第21条 訪問リハビリテーション等開始時刻から終了時刻まで、訪問診療や訪問看護等の他の訪問サービスは利用出来ません。

(体調不良等によるサービス提供の可否)

- 第22条 サービス提供前に発熱等の体調不良が認められた際は、サービス提供を休止した上で受診等の措置をとって頂きます。
- なお、体温や体調不良の報告は、サービス提供前に自己申告により聴取すると同時に担当者が視診を行ないます。
- 2 サービス提供前または最中に体調不良を認め、サービス提供が不適切と判断された場合はサービス提供を休止し、必要に応じて受診をして頂きます。

(訪問車両の駐車)

- 第23条 訪問車両は原則として利用者敷地内に駐車とします。
- 2 利用者敷地内に駐車できない場合、別に駐車場を用意して頂きます。  
この場合の駐車場とは、道路交通法、その他法令等の違反とならない場所をいいます。

(事業所側からサービス提供を休止する場合)

第24条 風水害、その他の災害の危険性が予測される場合、或いはその事象が生じている場合。ならびに、重大な交通麻痺が予測される場合、或いはその事象が生じている場合。

2 第23条で明示した適切な駐車場が確保出来ない場合。

(協議事項)

第25条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、事業者ら・利用者の協議により定めます。

以上、この契約の成立を証するため、本証2通を作成し、利用者・事業者各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

事業者 (介護保険事業者番号) 茨城県0811810464

(住所) 茨城県坂東市沓掛411番地

(事業者名) 医療法人清風会 ホスピタル坂東

(代表者) 院長 吉田 正

(管理者) 吉田 正

利用者 (住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

身元引受人 (住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

署名代行者 (住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

(署名代行理由) 手が不自由 認知症 その他(\_\_\_\_\_)